

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十四条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(事件の送付)
第十五条 法第十五条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。
(意見書の提出等)

第十六条 法第十五条第四項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 法第十五条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

(行政不服審査法施行令の規定の替え)

第十七条 法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは、「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）第十五条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十六条第一項に規定する意見書の副本」とする。

第十八条 この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(後見又は保佐の登記の申請)

第二条 法附則第二条第一項の規定による後見の登記の登記申請書には、第六条第一号及び第二号に掲げる書面のほか、当該後見の登記に係る成年被後見人とみなされる者の戸籍の謄本又は抄本（いすれも当該者が禁治産の宣告を受けている旨の記載のあるものに限る。）その他法務省令で定める書面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法附則第二条第二項の規定による保佐の登記の登記申請書に準用する。

附 則
(平成一三年三月二八日政令第八三号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則
(平成一四年一二月一八日政令第三八六号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則
(平成一五年一二月一五日政令第五五一号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則
(平成一六年三月二六日政令第六九号)
この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則
(平成一三年三月三〇日政令第四八号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日（施行期日）から施行する。

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の動産・債権譲渡登記令第十八条第四項又は後見登記等に関する政令第十二条第四項の規定にかかるらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

附 則
(平成二四年七月一九日政令第一九七号)
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附 則
(平成二七年一月二六日政令第三九二号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則
(平成二九年二月一五日政令第一九号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

附 則
(令和元年一二月一三日政令第一八三号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則
(令和三年二月一九日政令第三三号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

附 則
(令和三年一〇月二九日政令第二九二号)
抄
(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。